申請者	住	所	
	がり	^{がな} 名	
		(電話番号)

志摩市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金 事前確認書 (R3 年度以降に初回申請をした方)

志摩市若者・子育て世帯移住促進家賃支援事業補助金交付要綱の規定に基づく、補助金の交付を受けたいので、事前に確認書を提出します。

なお、下記に掲げる要件を全て満たしていることを確認します。(□内に**✓**を付けてください) 記

- □1. 平成 30 年 4 月 1 日以降に本市に転入し、転入した日から 6 箇月以内に初回の交付申請を行う方 (当該転入前 6 箇月以内に市内に住所を有していた方を除く。)又は、前回に引き続き交付申請 を行う方で、補助を開始した月から連続した 12 箇月 (一次産業就業者は 36 箇月)以内の交付 申請を行う方。転入日: 年 月 日 【年月日記載は初回の交付申請者のみ】
- □ 2. 賃借人が、初回の交付申請時に 40 歳未満の方又は中学校卒業前の方がいる世帯に属している。
- □3. 民間賃貸住宅(給与住宅、3親等以内の親族が所有する住宅等を除く)の賃貸借契約を締結し、 当該住宅の所在地において賃借人及びその世帯構成員が市の住民基本台帳に登録され、現に居 住している。
- □ 4. 志摩市に生活の本拠を置き定住するものであり、賃借人及びその世帯構成員が転勤、医療施設 又は福祉施設への入所、学校への入学等による一時的な居住ではない。
- □5. 市内に住民登録のある方との結婚による転入でない。【初回の交付申請者のみ確認】
- □6. 生活保護法の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていない。
- □ 7. 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない。ただし、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている場合、補助を開始した月から連続した 12 箇月(賃借人が一次産業に就業した場合は 36 箇月)以内である方を除く。
- □8. 賃借人及びその世帯構成員が本市の市税及び家賃を滞納していない。
- □ 9. 賃借人及びその世帯構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に 規定する暴力団員でない。
- □10. 賃借人及びその世帯構成員が国家公務員又は地方公務員(準ずる者を含む)でない。ただし、 住宅手当の支給がない方を除く。
- □11. 自治会に加入している。

申請者の勤務(就	事業(就業)所名:					
業)先	所在地:					
家 賃 月 額	円 ア 住宅手当月額 円 イ (共益費、管理費等を除く。) (世帯構成員含む)					
補助対象期間	年 月 から 令和 年 <u>月</u> までの 月分 ウ 10月又は4月のみ					
交付申請額	(アーイ) × 1/2 × ウ円下線部の額は千円未満切り捨てです。 また、この額が2万円を超える場合は2万円で計算してください。					

- ※補助対象期間は連続した12箇月(一次産業36箇月)が限度となっています。
- ※申請は10月1日~10月22日と4月1日~4月22日の年2回ですのでご注意ください。
- ※申請の前に、本事前確認書を総合政策課へ提出し確認を受けてください。